乙第　２　号証

平成１７年８月２１日

２　積水ハウス　主要問題点

平成１５年１月８日　～　平成１５年５月２６日

(1)　契約書代筆行為による詐欺問題

(2)　住宅金融公庫融資借入金額詐欺問題

(3)　私の自宅担保恐喝要求問題

(4)　住宅金融公庫融資資金の振込口座、虚偽回答問題

(5)　融資諸費用の二重取り問題

(6)　使途不明金　４０万円の隠蔽問題

(7)　振り込まれた資金の内　２５０万円の山分け分配共謀問題

これらの回答要求を無視されては解決出来ません。

（平成１５年１月３０日　積水ハウス株式会社　浜松支店長赤堀幸広氏回答付）

平成１５年１月８日

積水ハウス株式会社　浜松支店
支店長　赤堀幸広　様

鈴木重夫

金銭問題について多くの不明な点が有りますのでお問い合わせ致します。
当面下記について文書による回答を平成１５年２月１日迄に提出下さいます様お願い致します。

記

１　関係書類の提出について
増井宏成氏に平成１３年６月１７日文書にて関係書類一式に目録を付けて提出を期限付でお願い致しました。
平成１３年７月８日電話にて関係書類を取り寄せるのに時間が掛かるとの電話が有りました。
前日の平成１３年７月７日に浅野光伸氏より　建物契約書．変更契約書．外構契約書を受け取ったと連絡しましたら．それで全部との回答がありました。
今回の状況より　精算書．つなぎ融資申し込み書等多くの未提出書類が有る事が判明致しました。
再度お願い致します。
全部の関係書類写し１部を目録を付けて提出して下さい。

回答
建物をお引渡しした時の「建物並びに鍵．しおり．各種取扱説明書受領証」の写しをお送りいたします。
既にお渡ししたものとこの書類とで．浅野様と締結した書類は他には現存しておりません。
企業には書類の保管場所等の制限があり．一定の期間を経過すると処分させていただいております。

受領関係書類
建物並びに鍵．しおり．各種取扱説明書受領書

２　契約内容変更について
融資諸費用預かり金を何故建物代金に変更流用したのですか
その他の流用項目も全部記述してください。
これは融資諸費用を契約から外した結果の混乱です。
概算４０万円想定金額の実施明細書の提出を待っています。
これは実施者の責任です。
何事も浅野光伸氏えの責任転嫁は恥ずべき行為です。

回答
静岡銀行のつなぎ融資の自動完済のシステム上．融資経費相当分を差し引いてつなぎ融資を実行しております。
借入と完済をスムーズに行う為です。
債務者の承諾を得ております。
なお．明細書は浅野様に提出をお願いしておりますが．回答がいただけません。
責任を転嫁しているものではありません。

（平成１５年２月１０日　積水ハウス株式会社浜松支店長赤堀幸広氏
代理人弁護士熊田俊博氏他１名による回答付）

平成１５年1月２０日

積水ハウス株式会社　浜松支店
支店長　赤堀幸広　様

鈴木重夫

下記について文書による回答を平成１５年２月１１日迄に提出下さいます様お願い致します。

記

1　建築工事請負契約書ＮＯ４６４２７００１８事件について
増井宏成（積水ハウス株式会社）氏と浅野光伸氏との共謀による詐欺．恐喝行為と考えます。
増井宏成（積水ハウス株式会社）氏主導により浅野光伸氏を操って実施されたものと考えざるを得ません。
浅野光伸氏と鈴木重夫は第三者で有ることを認識して下さい。
金の流れは行動の結果であり重視致します。
浅野光伸氏えの２５０万円は共謀協力報奨金と考えます。
契約書を代筆しての実施行為は重大な犯罪行為と思います。
代筆者を調査しないで隠している事は代筆行為も両者の共謀行為であったと為と考えます。

回答
平成１４年１２月３日に回答しましたとおり「詐欺」「恐喝行為」のご指摘には該当致しません。

2　契約書第 10 条（第三者の損害）　適用について
施工のために第三者に損害を生じたときは．乙（積水ハウス株式会社）がその賠償の責を負います。

以上契約書により第三者より引き出した金は早急に返金を行うべきです。

回答
平成１４年１１月１９日に回答しましたとおり．貴殿は契約当事者のため．第三者には該当致しません。

3　増井宏成氏との約束について
平成１３年に多くの約束がされて居ます。（ビデオ記録も有ります）
これは積水ハウス株式会社との約束事です。
積水ハウス株式会社として誠実に実施処理して下さい。

回答
増井宏成への質問については．増井宏成が誠実に回答してきました。

4　増井宏成氏突然の訪問日時について
単独では訪問しなかったと何度も書いて来ますが
「浅野様の都合のよい時間」と有りますが当日は私も浅野光伸氏も勤務時間帯です。
勤務時間帯が都合の良い時間とは考えにくい事です。
これは私の不在時間帯を狙って来たものと考えています。
妻は誰も一緒に来なかったと明言しています。
正確な回答を再度お願いすると共に増井宏成氏を含めた打ち合わせを実施して下さい。

回答
平成１４年１１月１９日に回答しましたとおりです。
増井宏成と打ち合わせしましたが．それ以上の記憶は無いということです。

（平成１５年２月２０日　積水ハウス株式会社浜松支店長赤堀幸広氏
代理人弁護士熊田俊博氏他１名による回答付）

平成１５年１月３１日

積水ハウス株式会社　浜松支店
支店長　赤堀幸広　様

鈴木重夫

金銭問題について多くの不明な点が有りますのでお問い合わせ致します。
当面下記について文書による回答を平成１５年２月２１日迄に提出下さいます様お願い致します。

記

積水ハウス株式会社としての文書保管期限一覧表を一部提出して下さい。

回答
文書保管期限一覧表を提出するのは控えさせていただきます。

（平成１５年２月２８日　積水ハウス株式会社浜松支店長赤堀幸広氏
代理人弁護士熊田俊博氏他１名による回答付）

平成１５年２月１１日

積水ハウス株式会社　浜松支店
支店長　赤堀幸広　様

鈴木重夫

金銭問題について多くの不明な点が有りますのでお問い合わせ致します。
当面下記について文書による回答を平成１５年３月１日迄に提出下さいます様お願い致します。

記

１　住宅金融公庫融資金額の振込先について
１．８３０万円は積水ハウスに振り込まれたものと考えます。
確認して振込金額．振込年月日．振込口座名を報告して下さい。

回答
平成９年３月２７日．浅野光伸様名義の静岡銀行の公庫融資返済口座に振り込まれ．即日静岡銀行のつなぎ融資の完済に自動的に充当されました。
振込金額については．浅野様の当時の通帳に記載されています。

２　４０万円の行方について
４０万円は私達にとっては大金です。
下記様式に従って詳細に説明報告して下さい。

項　　目	金　額	実施年月日	実 施 者	詳細説明
公庫融資事務手数料				
公庫機関保証料				
団体信用保険料				
抵当権設定登記料				
火災保険料				
残高証明郵送料				
公庫つなぎローン金利				

回答
平成１５年１月３０日付で．積水ハウスから貴殿宛に直接回答させていただいたとおりです。

（平成１５年２月２８日　積水ハウス株式会社浜松支店長赤堀幸広氏
代理人弁護士熊田俊博氏他１名による回答付）

平成１５年２月１２日

積水ハウス株式会社
代表取締役社長　和田　勇　様

鈴木重夫

建設工事請負契約NO464270018の諸問題検討状況をお知らせ致します。
既に浜松支店長赤堀幸広氏からの報告でご存知の事と思いますが．現状の打ち合わせ拒否と回答状況では解決出来ないと考えます。
積水ハウス株式会社本来の理念とは考えにくい為．同封文書に対する社長様からの回答を平成１５年３月１日迄にお願い致します。

同封文書
平成１５年１月２０日付の貴社浜松支店長赤堀幸広氏宛の質問文書（回答付）

回答
同社社長宛の質問文書の窓口は．引き続き小職らが対応し．回答いたしますので宜しくお願いいたします。

（平成１５年３月１１日　積水ハウス株式会社浜松支店長赤堀幸広氏
代理人弁護士熊田俊博氏他１名による回答付）

平成１５年２月２３日

積水ハウス株式会社　浜松支店
支店長　赤堀幸広　様

鈴木重夫

金銭問題について多くの不明な点が有りますのでお問い合わせ致します。
当面下記について文書による回答を平成１５年３月１２日迄に提出下さいます様お願い致します。

記

破棄文書類一覧表の作成報告について
下記の様式に従って漏れなく記載して下さい。

廃棄文書類名	廃棄年月日	実施者名	主要記載内容

回答
破棄文書類一覧表の作成報告について質問のご主旨がわかりかねます。

（平成１５年３月２８日　積水ハウス株式会社浜松支店長赤堀幸広氏
代理人弁護士熊田俊博氏他１名による回答付）

平成１５年３月１２日

積水ハウス株式会社　浜松支店
支店長　赤堀幸広　様

鈴木重夫

金銭問題について多くの不明な点が有りますのでお問い合わせ致します。
当面下記について文書による回答を平成１５年３月３１日迄に提出下さいます様お願い致します。

記

実績データの提出について
貴社の契約書はＩＴ処理されて居ます。
実績もＩＴ処理されていると考えるのが当然です。
平成１５年１月６日付の回答金額はＩＴ処理データと考えます。
集計結果だけでは内容検討が出来ません。
内容検討が出来る詳細なデータをプリントアウトして提出して下さい。

回答
実績データの提出について
同社より．以前．浅野様及び鈴木様に入金．支払状況が確認出来る引渡精算書．最終精算書をお渡ししております。
その書類で確認をお願いいたします。
ご参考までに．同社控えの写しを普通郵便で別送致します。

（平成１５年４月１１日　積水ハウス株式会社浜松支店長赤堀幸広氏
代理人弁護士熊田俊博氏他１名による回答付）

平成１５年３月２５日

積水ハウス株式会社　浜松支店
支店長　赤堀幸広　様

鈴木重夫

金銭問題について多くの不明な点が有りますのでお問い合わせ致します。
当面下記について文書による回答を平成１５年４月１２日迄に提出下さいます様お願い致します。

記

１　住宅金融公庫融資金額の振込先について
平成１５年２月２８日付回答文書で

平成９年３月２７日．浅野光伸様名義の静岡銀行の公庫融資返済口座に振り込まれ．即日静岡銀行のつなぎ融資の完済に自動的に充当されました。
振込金額については．浅野様の当時の通帳に記載されています。

と記載されていますが
浅野光伸氏の当時の通帳　０１８２３０１　は私が保管していますが記載されて居ません。
再度正確に回答して下さい。

この問題は私から直接住宅金融公庫に問い合わせが必要な問題とも考えています。

回答
１　住宅金融公庫融資金額の振込先について
同社融資担当者より静岡銀行へ再確認しましたところ．「３年経過したものについては書類は残っておりません。
また．ご本人以外にはお答えすることは出来ません」との回答でした。

（平成１５年５月１日　積水ハウス株式会社浜松支店長赤堀幸広氏
代理人弁護士熊田俊博氏他１名による回答付）

平成１５年４月１８日

積水ハウス株式会社　浜松支店
支店長　赤堀幸広　様

鈴木重夫

金銭問題について多くの不明な点が有りますのでお問い合わせ致します。
当面下記について文書による回答を平成１５年５月２日迄に提出下さいます様お願い致します。

記

２５０万円返金問題について
返金は支払者鈴木重夫に渡すのが当然の常識です。
共謀者浅野光伸氏に渡した事は山分けになります。
説明して下さい。

回答
２５０万円返金問題について
同社浜松支店から．平成１４年１０月１５日に回答したとおりです。

平成１４年１０月１５日回答
当初より浅野様すら建築資金は貴殿が約 1500 万円を出資される事をお聞きしており．貴殿より約 1500 万円ご送金いただいた時点で．浅野様が建築計画の一部でもある家具等の当社以外の購入先の支払いに充てたいと述べられた為．250 万円をご返金いたしました。

（平成１５年５月９日　積水ハウス株式会社浜松支店長赤堀幸広氏
代理人弁護士熊田俊博氏他１名による回答付）

平成１５年４月２７日

積水ハウス株式会社　浜松支店
支店長　赤堀幸広　様

鈴木重夫

建設工事請負契約 NO464270018 の住宅建設に伴う諸問題を早期解決したいと思いますので宜しくお願い致します。
現在までの経緯では住宅金融公庫融資経路等を始めとする虚偽の回答や問い合わせ無視では解決出来ず混乱するだけです。
嘘や隠す事が諸悪の根源です。
貴社の基本方針である真実．信頼は何処にあるのですか。
当面下記について文書による回答を平成１５年５月１２日迄に提出下さいます様お願い致します。

記

私の現住宅木造２階建は昭和５８年一条工務店にお願いしました。
１３３．７３㎡　で　約　17．000．000　円でした。

積水ハウス株式会社の平成８年建設ＮＯ 464270018 は
１４９．０６㎡　で　39．115．856　円です。

同じ程度の建物が何故こんなに高価になるのですか。
誰が聞いても納得出来る具体的な説明をして下さい。

回答
時期．工法．材料費等他社の状況を把握できませんので．回答できかねます。

（平成１５年５月１６日　積水ハウス株式会社浜松支店長赤堀幸広氏
代理人弁護士熊田俊博氏他１名による回答付）

平成１５年５月３日

積水ハウス株式会社　浜松支店
支店長　赤堀幸広　様

鈴木重夫

金銭問題について多くの不明な点が有りますのでお問い合わせ致します。
当面下記について文書による回答を平成１５年５月１７日迄に提出下さいます様お願い致します。

記

１５．３２９．１５４円請求振込の内訳説明ついて
この中に家具等の購入資金が含まれているとの回答ですが契約書には家具等の記載はありません
何を根拠に家具等の購入資金を含めて請求振込をさせたのか具体的に説明して下さい。

回答
同社浜松支店から．平成１４年１０月１５日付に回答したとおりです。

平成８年１０月８日請求振込の５．６４０．０００円
詳細な内訳書を提出して下さい。

回答
内訳は下記のとおりです。
上棟時金　４．０００．０００円
公的融資あずかり金　５００．０００円
消費税預かり金　９６０．０００円
登記費用　１８０．０００円

平成８年１２月１１日請求振込の９．６８９．１５４円
詳細な内訳書を提出して下さい。

回答
竣工時金　９．６８９．１５４円
内２．５００．０００円は平成９年１月１０日に御返金

（平成１５年５月２０日　積水ハウス株式会社浜松支店長赤堀幸広氏
代理人弁護士熊田俊博氏他１名による回答付）

平成１５年５月５日

積水ハウス株式会社　浜松支店
支店長　赤堀幸広　様

鈴木重夫

建設工事請負契約 NO464270018 の住宅建設に伴う諸問題を早期解決したいと思いますので宜しくお願い致します。
当面下記について文書による回答を平成１５年５月２１日迄に提出下さいます様お願い致します。

記

平成８年末 増井宏成氏による鈴木重夫住宅担保恐喝要求について

ここしか住む場所の無い病気の老夫婦に対していきなりの住宅担保恐喝要求は耐え難い苦痛と不安を覚えました。
積水ハウス株式会社として何故この様な無謀な事をしたのですか。
真実．信頼に従って説明して下さい。
取ろうとした４７０万円（浅野光伸氏提出書類では６７０万円）の使用目的と必要性についても具体的に説明して下さい。

回答
「住宅担保恐喝要求」には該当しないため．回答を控えさせて頂きます。

この恐喝行為の結果 心労が重なり平成９年末に中部電気保安協会を病気退職に追い込まれました。
自殺も考えました。

（平成１５年５月３０日　積水ハウス株式会社浜松支店長赤堀幸広氏
代理人弁護士熊田俊博氏他１名による回答付）

平成１５年５月８日

積水ハウス株式会社　浜松支店
支店長　赤堀幸広　様

鈴木重夫

建設工事請負契約 NO464270018 の住宅建設に伴う諸問題を早期解決したいと思いますので宜しくお願い致します。
当面下記について文書による回答を平成１５年５月３１日迄に提出下さいます様お願い致します。

記

契約書代筆詐欺行為について

契約書代筆行為は偽造紙幣使用と同じ重大な犯罪行為です。
代筆実施者を隠している共謀者も同罪です。
これは共謀者 増井宏成（積水ハウス株式会社）氏と浅野光伸氏との間で計画的に行われた行為です。
代筆結果 代筆された第三者鈴木重夫より１５．３２９．１５４円が引き出され両者で山分けが行われて居ます。
１５．３２９．１５４円が詐欺行為の追認と主張する積水ハウス株式会社の回答が正しと確信致しますか　明確に説明をして下さい。
共謀者の今後果たすべき責務についても記述して下さい。
代筆実施者による状況説明文書を作成させ提出して下さい。
代筆実施者の得た利益も記載して下さい。

回答
契約書代筆詐欺行為について
契約書の署名捺印については．同社営業担当より．鈴木重夫様に署名捺印を頂くよう浅野様にお渡ししており．同社がからんだ代筆詐欺にはあたりませんので．回答をひかえさせていただきます。

（平成１５年６月５日　積水ハウス株式会社浜松支店長赤堀幸広氏
代理人弁護士熊田俊博氏他１名による回答付）

平成１５年５月２１日

積水ハウス株式会社　浜松支店
支店長　赤堀幸広　様

鈴木重夫

建設工事請負契約 NO464270018 の住宅建設に伴う諸問題を早期解決したいと思いますので宜しくお願い致します。
当面下記について文書による回答を平成１５年６月６日迄に提出下さいます様お願い致します。

記

住宅金融公庫借入金額の詐欺行為について

住宅金融公庫借入金額が８３０万円でなくて実際の借入金額は１．８３０万円と知らされたのは平成１２年１２月２０日浅野光伸氏からの謝罪回答文書です。
それまで知らずにいたのは増井宏成（積水ハウス株式会社）氏と浅野光伸氏の緊密な共謀行為の結果です。
これは積水ハウス社員教育の不徹底だけの問題では有りません　現在までの打合せ回答状況から判断すると会社ぐるみの問題です。
大きな会社等では多くの人が居るため色々な事をする人が出ますが会社幹部まで知れた場合は会社としての良識が働いて解決するものです。
まず大切な事は真実解明が問題解決の基礎ですが 現在までの真実隠蔽無回答では一向に解決しません。
何事も自分で行った行為は自分で責任を取るのが信義です。
積水ハウス株式会社の場合は虚偽の回答が平然と出て来ると共に問題隠蔽とすべてを浅野光伸氏に責任転嫁しようとする策略は卑劣と云わざるを得ません。
真実．信頼を基本姿勢にしている積水ハウス株式会社の行為として重大な責任が有ります。
今後積水ハウス株式会社として果たすべき責務について記述して下さい。

回答
住宅金融公庫借入金額の詐欺行為について
同社浜松支店から．平成１４年８月２７日回答したとおりです。

平成１４年８月２７日付回答
貴殿に虚偽の説明をしたことについては．増井個人の判断であったにせよ．誠に遺憾であり深くお詫び申し上げます。
当時の弊社の社員教育の不徹底さを痛感いたします。
但し．浅野様のご依頼を受け．止む無く至ったことはご考慮下さるようお願いいたします。
また．ここでご確認していただきたいのは．住宅金融公庫の抵当権設定契約書にご署名．ご捺印された行為は．土地所有者の鈴木正子様の行為であります。
抵当権設定契約書には１．８３０万円という債券額が記載されていましたので．債券額についてはその時点でご確認いただいたものと判断いたします。
担保抹消につきましては．現時点では債務者の浅野様が住宅金融公庫を完済しない限り．可能になりません。
この件に関しましては．浅野様と協議していただきたく．お願い申し上げます。

（平成１５年６月１１日　積水ハウス株式会社浜松支店長赤堀幸広氏
代理人弁護士熊田俊博氏他１名による回答付）

平成１５年５月２３日

積水ハウス株式会社　浜松支店
支店長　赤堀幸広　様

鈴木重夫

金銭問題について多くの不明な点が有りますのでお問い合わせ致します。
当面下記について文書による回答を平成１５年６月１２日迄に提出下さいます様お願い致します。

記

平成１５年５月１６日付回答について

１５．３２９．１５４円請求振込の内訳説明ついて
この中に家具等の購入資金が含まれているとの回答ですが契約書には家具等の記載はありません
何を根拠に家具等の購入資金を含めて請求振込をさせたのか具体的に説明して下さい。

回答
同社浜松支店から．平成１４年１０月１５日付に回答したとおりです。

平成１４年１０月１５日付回答文書には回答記載が有りません。
詳細に明記して下さい。

同封参考資料
平成１４年１０月１５日　積水ハウス株式会社　浜松支店長赤堀幸広氏回答　文書

回答
平成１５年５月１６日付回答について
同社浜松支店から．平成１４年１０月１５日回答した文書の４（３）で回答したとおりです。

（３）２５０万円浅野光伸氏に振り込んだ時の経緯を説明して下さい
徴収金額の返済は支払者本人にするのが本来と思います。

回答
当初より浅野様すら建築資金は貴殿が約 1500 万円を出資される事をお聞きしており．貴殿より約 1500 万円ご送金いただいた時点で．浅野様が建築計画の一部でもある家具等の当社以外の購入先の支払いに充てたいと述べられた為．250 万円をご返金いたしました。

（平成１５年６月１７日　積水ハウス株式会社浜松支店長赤堀幸広氏
代理人弁護士熊田俊博氏他１名による回答付）

平成１５年５月２６日

積水ハウス株式会社　浜松支店
支店長　赤堀幸広　様

鈴木重夫

金銭問題について多くの不明な点が有りますのでお問い合わせ致します。
当面下記について文書による回答を平成１５年６月１８日迄に提出下さいます様お願い致します。

記

平成１５年５月９日付回答について

他社えの理由付けで回答を拒否しないで下さい。
私がお伺いしているのは積水ハウス株式会社内部の問題です。
３９．１１５．８５６円の内容を具体的に説明して下さい。

積水ハウス株式会社の建物は何故こんなに高価なのですか わかる方は教えて下さい。

建設会社	積水ハウス株式会社	一条工務店
建設年	平成８年	昭和５８年
建　坪	１４９．０６　㎡	１３３．７３　㎡
建設金額	３９．１１５．８５６　円	約　１７．０００．０００　円
全景写真 パノラマ	積水ハウス建物 	一条工務店建物

回答
建設金額の総額は 36.215.856 円です。
内訳は建物金額 31.989.470 円．外構工事 2.920.000 円．消費税 1.105.684 円．
登記費用 155.400 円．印紙代 42.400 円．つなぎ融資金利 2.902 円です。